

第3回県産材利用促進に関する条例検討会 参考資料一覧

資料 No.	表題	頁
参考資料1	森林・林業基本法	1
参考資料2	公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律	7
参考資料3	三重の森林づくり条例	13
参考資料4	県産材利用促進に関する条例 制定状況一覧	17
参考資料5－1	県産材利用促進に関する条例（理念中心型）の構成比較	19
参考資料5－2	県産材利用促進に関する条例（施策列挙型）の構成比較	21

○ 森林・林業基本法（昭和39年法律第161号）

目次

- 第一章 総則（第一条—第十条）
- 第二章 森林・林業基本計画（第十一条）
- 第三章 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策（第十二条—第十八条）
- 第四章 林業の持続的かつ健全な発展に関する施策（第十九条—第二十三条）
- 第五章 林産物の供給及び利用の確保に関する施策（第二十四条—第二十六条）
- 第六章 行政機関及び団体（第二十七条・第二十八条）
- 第七章 林政審議会（第二十九条—第三十三条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、森林及び林業に関する施策について、基本理念及びその実現を図るために基本となる事項を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、森林及び林業に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もつて国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的とする。

（森林の有する多面的機能の発揮）

第二条 森林については、その有する国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能（以下「森林の有する多面的機能」という。）が持続的に発揮されることが国民生活及び国民経済の安定に欠くことのできないものであることにかんがみ、将来にわたつて、その適正な整備及び保全が図られなければならない。

2 森林の適正な整備及び保全を図るに当たつては、山村において林業生産活動が継続的に行われることが重要であることにかんがみ、定住の促進等による山村の振興が図られるよう配慮されなければならない。

（林業の持続的かつ健全な発展）

第三条 林業については、森林の有する多面的機能の発揮に重要な役割を果たしていることにかんがみ、林業の担い手が確保されるとともに、その生産性の向上が促進され、望ましい林業構造が確立されることにより、その持続的かつ健全な発展が図られなければならない。

2 林業の持続的かつ健全な発展に当たつては、林産物の適切な供給及び利用の確保が重要であることにかんがみ、高度化し、かつ、多様化する国民の需要に即して林産物が供給されるとともに、森林及び林業に関する国民の理解を深めつつ、林産物の利用の促進が図られなければならない。

（国の責務）

第四条 国は、前二条に定める森林及び林業に関する施策についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのつとり、森林及び林業に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（国有林野の管理及び経営の事業）

第五条 国は、基本理念にのつとり、国有林野の管理及び経営の事業について、国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、あわせて、林産物を持続的かつ計画的に供給し、及び国有林野の活用によりその所在する地域における産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与することを旨として、その適切かつ効率的な運営を行うものとする。

(地方公共団体の責務)

第六条 地方公共団体は、基本理念にのつとり、森林及び林業に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(財政上の措置等)

第七条 政府は、森林及び林業に関する施策を実施するため必要な法制上及び財政上の措置を講じなければならない。

- 2 政府は、森林及び林業に関する施策を講ずるに当たつては、必要な資金の融通の適正円滑化を図らなければならない。

(林業従事者等の努力の支援)

第八条 国及び地方公共団体は、森林及び林業に関する施策を講ずるに当たつては、林業従事者、森林及び林業に関する団体並びに木材産業その他の林産物の流通及び加工の事業（以下「木材産業等」という。）の事業者がする自主的な努力を支援することを旨とするものとする。

(森林所有者等の責務)

第九条 森林の所有者又は森林を使用収益する権原を有する者（以下「森林所有者等」という。）は、基本理念にのつとり、森林の有する多面的機能が確保されることを旨として、その森林の整備及び保全が図られるように努めなければならない。

(森林及び林業の動向に関する年次報告等)

第十条 政府は、毎年、国会に、森林及び林業の動向並びに政府が森林及び林業に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る森林及び林業の動向を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。
- 3 政府は、前項の講じようとする施策を明らかにした文書を作成するには、林政審議会の意見を聴かなければならない。

第二章 森林・林業基本計画

第十一條 政府は、森林及び林業に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、森林・林業基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 森林及び林業に関する施策についての基本的な方針
 - 二 森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標
 - 三 森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講すべき施策
 - 四 前三号に掲げるもののほか、森林及び林業に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 前項第二号に掲げる森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標は、森林の整備及び保全並びに林業及び木材産業等の事業活動並びに林産物の消費に関する指針として、森林所有者等その他の関係者が取り組むべき課題を明らかにして定めるものとする。
- 4 基本計画のうち森林に関する施策に係る部分については、環境の保全に関する国の基本的な計画との調和が保たれたものでなければならない。
- 5 政府は、第一項の規定により基本計画を定めようとするときは、林政審議会の意見を聴かなければならない。
- 6 政府は、第一項の規定により基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

7 政府は、森林及び林業をめぐる情勢の変化を勘案し、並びに森林及び林業に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、基本計画を変更するものとする。

8 第五項及び第六項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第三章 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策

(森林の整備の推進)

第十二条 国は、森林の適正な整備を推進するため、地域の特性に応じた造林、保育及び伐採の計画的な推進、これらの森林の施業を効率的に行うための林道の整備、優良種苗の確保その他必要な施策を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、国は、森林所有者等による計画的かつ一体的な森林の施業の実施が特に重要であることにかんがみ、その実施に不可欠な森林の現況の調査その他の地域における活動を確保するための支援を行うものとする。

(森林の保全の確保)

第十三条 国は、森林の適正な保全を図るため、土地の形質の変更その他の森林の保全に著しい支障を及ぼすおそれがある行為に関し、その支障を防止するために必要な規制、災害による土砂の崩壊の防止及びその復旧のための森林土木事業の推進、森林病害虫の駆除及びそのまん延の防止その他必要な施策を講ずるものとする。

(技術の開発及び普及)

第十四条 国は、森林、林業並びに林産物の流通及び加工に関する技術の研究開発及び普及の効果的な推進を図るため、これらの技術の研究開発の目標の明確化、国、独立行政法人、都道府県及び地方独立行政法人の試験研究機関、大学、民間等の連携の強化、地域の特性に応じた森林及び林業に関する技術の普及事業の推進その他必要な施策を講ずるものとする。

(山村地域における定住の促進)

第十五条 国は、森林の適正な整備及び保全を図るために、森林所有者等が山村地域に生活することが重要であることにかんがみ、地域特産物の生産及び販売等を通じた産業の振興による就業機会の増大、生活環境の整備その他の山村地域における定住の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(国民等の自発的な活動の促進)

第十六条 国は、国民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体が自発的に行う緑化活動その他の森林の整備及び保全に関する活動が促進されるように、情報の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

(都市と山村の交流等)

第十七条 国は、国民の森林及び林業に対する理解と関心を深めるとともに、健康的でゆとりのある生活に資するため、都市と山村との間の交流の促進、公衆の保健又は教育のための森林の利用の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

(国際的な協調及び貢献)

第十八条 国は、森林の有する多面的機能の持続的な発揮を国際的協調の下で促進することの重要性にかんがみ、森林の整備及び保全に関する準則等の整備に向けた取組のための国際的な連携、開発途上地域に対する技術協力及び資金協力その他の国際協力の推進に努めるものとする。

第四章 林業の持続的かつ健全な発展に関する施策

(望ましい林業構造の確立)

第十九条 国は、効率的かつ安定的な林業経営を育成し、これらの林業経営が林業生

産の相当部分を担う林業構造を確立するため、地域の特性に応じ、林業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、機械の導入その他林業経営基盤の強化の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成及び確保)

第二十条 国は、効率的かつ安定的な林業経営を担うべき人材の育成及び確保を図るため、教育、研究及び普及の事業の充実その他必要な施策を講ずるものとする。

(林業労働に関する施策)

第二十一条 国は、林業労働に従事する者の福祉の向上、育成及び確保を図るため、就業の促進、雇用の安定、労働条件の改善、社会保障の拡充、職業訓練の事業の充実その他必要な施策を講ずるものとする。

(林業生産組織の活動の促進)

第二十二条 国は、地域の林業における効率的な林業生産の確保に資するため、森林組合その他の委託を受けて森林の施業又は経営を行う組織等の活動の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(林業災害による損失の補てん)

第二十三条 国は、災害によって林業の再生産が阻害されることを防止するとともに、林業経営の安定を図るため、災害による損失の合理的な補てんその他必要な施策を講ずるものとする。

第五章 林産物の供給及び利用の確保に関する施策

(木材産業等の健全な発展)

第二十四条 国は、木材産業等が林産物の供給において果たす役割の重要性にかんがみ、その健全な発展を図るため、事業基盤の強化、林業との連携の推進、流通及び加工の合理化その他必要な施策を講ずるものとする。

(林産物の利用の促進)

第二十五条 国は、林産物の適切な利用の促進に資するため、林産物の利用の意義に関する知識の普及及び情報の提供、林産物の新たな需要の開拓、建物及び工作物における木材の使用の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

(林産物の輸入に関する措置)

第二十六条 国は、林産物につき、森林の有する多面的機能の持続的な發揮に配慮しつつ適正な輸入を確保するための国際的な連携に努めるとともに、林産物の輸入によつてこれと競争関係にある林産物の生産に重大な支障を与え、又は与えるおそれがある場合において、緊急に必要があるときは、関税率の調整、輸入の制限その他必要な施策を講ずるものとする。

第六章 行政機関及び団体

(行政組織の整備等)

第二十七条 国及び地方公共団体は、森林及び林業に関する施策を講ずるにつき、協力するとともに、行政組織の整備並びに行政運営の効率化及び透明性の向上に努めるものとする。

(団体の再編整備)

第二十八条 国は、基本理念の実現に資することができるよう、森林及び林業に関する団体の効率的な再編整備につき必要な施策を講ずるものとする。

第七章 林政審議会

(設置)

第二十九条 農林水産省に、林政審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(権限)

第三十条 審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、農林水産大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。

- 2 審議会は、前項に規定する事項に関し農林水産大臣又は関係各大臣に意見を述べることができる。
- 3 審議会は、前二項に規定するもののほか、森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）、国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）、保安林整備臨時措置法（昭和二十九年法律第八十四号）、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）、森林の保健機能の増進に関する特別措置法（平成元年法律第七十一号）、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

(組織)

第三十一条 審議会は、委員三十人以内で組織する。

- 2 委員は、前条第一項に規定する事項に関し学識経験のある者のうちから、農林水産大臣が任命する。
- 3 委員は、非常勤とする。
- 4 第二項に定めるもののほか、審議会の職員で政令で定めるものは、農林水産大臣が任命する。

(資料の提出等の要求)

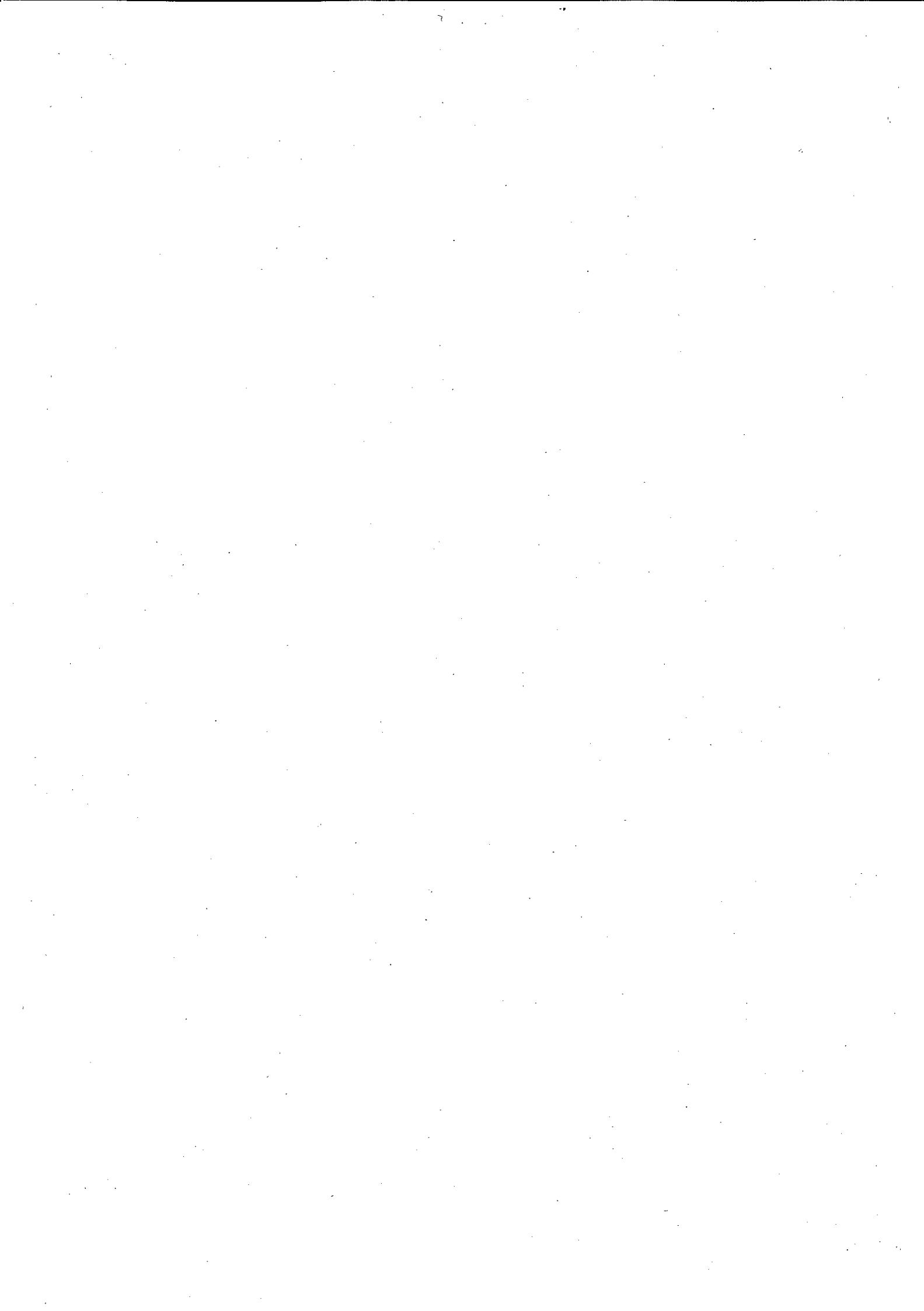
第三十二条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(委任規定)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、審議会の組織、所掌事務及び運営に関する必要な事項は、政令で定める。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第九条第三項、第十条第三項、第六章及び次項の規定並びに附則第三項中森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第六十八条、第六十九条及び第七十一条を改める部分の規定は、昭和四十年四月一日から施行する。
- 2 総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。
〔次のように略〕
- 3 森林法の一部を次のように改正する。
〔次のように略〕
- 4 この法律の施行の際現にたてられている改正前の森林法第四条第一項の長期の見通しは、第十条第一項の規定により最初に同項の基本計画及び長期の見通しがたてられるまでの間は、改正後の同法第四条の規定の適用については、同条第一項に規定する林業基本法第十条第一項の基本計画及び長期の見通しとみなす。



○ 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）

目次

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 公共建築物における木材の利用の促進に関する施策（第七条—第十六条）

第三章 公共建築物における木材の利用以外の木材の利用の促進に関する施策（第十七条—第二十条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、木材の利用を促進することが地球温暖化の防止、循環型社会の形成、森林の有する国土の保全、水源のかん養その他の多面的機能の発揮及び山村その他の地域の経済の活性化に貢献すること等にかんがみ、公共建築物等における木材の利用を促進するため、農林水産大臣及び国土交通大臣が策定する基本方針等について定めるとともに、公共建築物の整備の用に供する木材の適切な供給の確保に関する措置を講ずること等により、木材の適切な供給及び利用の確保を通じた林業の持続的かつ健全な発展を図り、もって森林の適正な整備及び木材の自給率の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「公共建築物」とは、次に掲げる建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ。）をいう。

一 国又は地方公共団体が整備する公共の用又は公用に供する建築物

二 国又は地方公共団体以外の者が整備する学校、老人ホームその他の前号に掲げる建築物に準ずる建築物として政令で定めるもの

2 この法律において「木材の利用」とは、建築基準法第二条第五号に規定する主要構造部その他の建築物の部分の建築材料、工作物の資材、製品の原材料及びエネルギー源として国内で生産された木材その他の木材を使用すること（これらの木材を使用した木製品を使用することを含む。）をいう。

3 この法律において「木材製造の高度化」とは、木材の製造を業として行う者が、公共建築物の整備の用に供する木材の製造のために必要な施設の整備、高度な知識又は技術を有する人材の確保その他の措置を行うことにより、公共建築物の整備の用に供する木材の供給能力の向上を図ることをいう。

（国の責務）

第三条 国は、木材の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するとともに、地方公共団体が実施する木材の利用の促進に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、一般の利用に供されることその他の前条第一項第一号に掲げる建築物の性質にかんがみ、木材に対する需要の増進に資するため、自ら率先してその整備する公共建築物における木材の利用に努めなければならない。

3 国は、木材に対する需要の増進を図るため、木材の利用の促進に係る取組を支援するために必要な財政上及び金融上の措置を講ずるよう努めなければならない。

4 国は、木材の利用の促進に当たっては、公共建築物の整備等の用に供する木材が適切に供給されることが重要であることにかんがみ、木材製造の高度化の促進その他の公共建築物の整備等の用に供する木材の適切な供給の確保のために必要な措

置を講ずるよう努めなければならない。

- 5 国は、建築物における建築材料としての木材の利用を促進するため、木造の建築物に係る建築基準法等の規制の在り方について、木材の耐火性等に関する研究の成果、建築の専門家等の専門的な知見に基づく意見、諸外国における規制の状況等を踏まえて検討を加え、その結果に基づき、規制の撤廃又は緩和のために必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。
- 6 国は、木材の利用の促進に関する研究、技術の開発及び普及、人材の育成その他の木材の利用の促進を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 7 国は、教育活動、広報活動等を通じて、木材の利用の促進に関する国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。
(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、その区域の経済的・社会的諸条件に応じ、国の施策に準じて木材の利用の促進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるとともに、その整備する公共建築物における木材の利用に努めなければならない。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動等に関し、木材の利用の促進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(国民の努力)

第六条 国民は、木材の利用の促進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第二章 公共建築物における木材の利用の促進に関する施策

(基本方針)

第七条 農林水産大臣及び国土交通大臣は、公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 公共建築物における木材の利用の促進の意義及び基本的方向
 - 二 公共建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項
 - 三 国が整備する公共建築物における木材の利用の目標
 - 四 基本方針に基づき各省各庁の長（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下この条において同じ。）が定める公共建築物における木材の利用の促進のための計画に関する基本的事項
 - 五 公共建築物の整備の用に供する木材の適切な供給の確保に関する基本的事項
 - 六 その他公共建築物における木材の利用の促進に関する重要事項
- 3 基本方針は、公共建築物における木材の利用の状況、建築物における木材の利用に関する技術水準その他の事情を勘案して定めるものとする。
- 4 農林水産大臣及び国土交通大臣は、経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。
- 5 農林水産大臣及び国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、各省各庁の長に協議しなければならない。
- 6 農林水産大臣及び国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、各省各庁の長及び都道府県知事に通知しなければならない。
- 7 農林水産大臣及び国土交通大臣は、毎年一回、基本方針に基づく措置の実施の状

7 農林水産大臣及び国土交通大臣は、毎年一回、基本方針に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。

(都道府県方針)

第八条 都道府県知事は、基本方針に即して、当該都道府県の区域内の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針（以下「都道府県方針」という。）を定めることができる。

2 都道府県方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該都道府県の区域内の公共建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項
- 二 当該都道府県が整備する公共建築物における木材の利用の目標
- 三 当該都道府県の区域内における公共建築物の整備の用に供する木材の適切な供給の確保に関する基本的事項
- 四 その他当該都道府県の区域内の公共建築物における木材の利用の促進に関する必要な事項

3 都道府県知事は、都道府県方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

(市町村方針)

第九条 市町村は、都道府県方針に即して、当該市町村の区域内の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針（以下この条において「市町村方針」という。）を定めることができる。

2 市町村方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該市町村の区域内の公共建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項
- 二 当該市町村が整備する公共建築物における木材の利用の目標
- 三 その他当該市町村の区域内の公共建築物における木材の利用の促進に関する必要な事項

3 市町村方針においては、前項各号に掲げる事項のほか、当該市町村の区域内における公共建築物の整備の用に供する木材の適切な供給の確保に関する基本的事項を定めることができる。

4 市町村は、市町村方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(木材製造高度化計画の認定)

第十条 木材の製造を業として行う者は、木材製造の高度化に関する計画（以下「木材製造高度化計画」という。）を作成し、農林水産省令で定めるところにより、これを農林水産大臣に提出して、その木材製造高度化計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 木材製造高度化計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 木材製造の高度化の目標
- 二 木材製造の高度化の内容及び実施期間
- 三 公共建築物の整備の用に供する木材の製造の用に供する施設を整備しようとする場合にあっては、当該施設の種類及び規模
- 四 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画の対象となっている同項に規定する民有林（同法第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林並びに同法第四十一条の規定

により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法（昭和三十一年法律第二百一号）第三条の規定により指定された海岸保全区域内の森林（森林法第二条第一項に規定する森林をいう。第四項において同じ。）を除く。）において前号の施設を整備するために開発行為（森林法第十条の二第一項に規定する開発行為をいう。以下同じ。）をしようとする場合にあっては、当該施設の位置、配置及び構造

五 木材製造の高度化を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

- 3 農林水産大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その木材製造高度化計画が基本方針に照らし適切なものであり、かつ、木材製造の高度化を確実に遂行するため適切なものであると認めるとときは、その認定をするものとする。
- 4 農林水産大臣は、第二項第四号に掲げる事項が記載された木材製造高度化計画について第一項の認定をしようとするときは、第二項第三号及び第四号に掲げる事項について、同項第三号の施設の整備の用に供する森林の所在地を管轄する都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、当該都道府県知事は、当該施設を整備するための開発行為が森林法第十条の二第二項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、同意をするものとする。
- 5 都道府県知事は、前項の同意をしようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聽かなければならない。

（木材製造高度化計画の変更等）

第十一条 前条第一項の認定を受けた者（以下「認定木材製造業者」という。）は、当該認定に係る木材製造高度化計画を変更しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣の認定を受けなければならない。ただし、農林水産省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

- 2 認定木材製造業者は、前項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。
- 3 農林水産大臣は、認定木材製造業者が前条第一項の認定に係る木材製造高度化計画（第一項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下「認定木材製造高度化計画」という。）に従って木材製造の高度化を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- 4 前条第三項から第五項までの規定は、第一項の認定について準用する。

（林業・木材産業改善資金助成法の特例）

第十二条 林業・木材産業改善資金助成法（昭和五十一年法律第四十二号）第二条第一項の林業・木材産業改善資金であつて、認定木材製造業者が認定木材製造高度化計画に従って木材製造の高度化を行うのに必要なものの償還期間（据置期間を含む。）は、同法第五条第一項の規定にかかわらず、十二年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

（森林法の特例）

第十三条 認定木材製造業者が認定木材製造高度化計画（第十条第二項第四号に掲げる事項が記載されたものに限る。）に従って同項第三号の施設を整備するため開発行為を行う場合には、森林法第十条の二第一項の許可があつたものとみなす。

（国有施設の使用）

第十四条 国は、政令で定めるところにより、公共建築物の整備の用に供する木材の生産に関する試験研究を行う者に国有の試験研究施設を使用させる場合において、公共建築物における木材の利用の促進を図るために必要があると認めるときは、その使用の対価を時価よりも低く定めることができる。

(報告の徴収)

第十五条 農林水産大臣は、認定木材製造業者に対し、認定木材製造高度化計画の実施状況について報告を求めることができる。

(罰則)

第十六条 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

第三章 公共建築物における木材の利用以外の木材の利用の促進に関する施策

(住宅における木材の利用)

第十七条 国及び地方公共団体は、木材が断熱性、調湿性等に優れ、紫外線を吸収する効果が高いこと、国民の木造住宅への志向が強いこと、木材の利用が地域経済の活性化に貢献すること等にかんがみ、木材を利用した住宅の建築等を促進するため、木造住宅を建築する者に対する情報の提供等の援助、木造住宅に関する展示会の開催その他のその需要の開拓のための支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(公共施設に係る工作物における景観の向上及び癒(いや)しの醸成のための木材の利用)

第十八条 国及び地方公共団体は、木材を利用したガードレール、高速道路の遮音壁、公園の柵(さく)その他の公共施設に係る工作物を設置することが、その周囲における良好な景観の形成に資するとともに、利用者等を癒(いや)すものであることにかんがみ、それらの木材を利用した工作物の設置を促進するため、木材を利用したそれらの工作物を設置する者に対する技術的な助言、情報の提供等の援助その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(木質バイオマスの製品利用)

第十九条 国及び地方公共団体は、バイオマス(動植物に由来する有機物である資源(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭(以下「化石資源」という。)を除く。)をいう。)のうち木に由来するもの(以下「木質バイオマス」という。)について、パルプ、紙等の製品の原材料としての利用等從来から行われている利用の促進を図るほか、その用途の拡大及び多段階の利用(まず製品の原材料として利用し、再使用し、及び再生利用し、最終的にエネルギー源として利用することをいう。)を図ることにより製品の原材料として最大限利用することができるよう、木質バイオマスを化学的方法又は生物的作用を利用する方法等によって処理することによりプラスチックを製造する技術等の研究開発の推進その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(木質バイオマスのエネルギー利用)

第二十条 国及び地方公共団体は、木質バイオマスを化石資源の代替エネルギーとして利用することが二酸化炭素の排出の抑制及び木の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマスの有効な利用に資すること等にかんがみ、木質バイオマスをエネルギー源として利用することを促進するため、公共施設等におけるその利用の促進、木質バイオマスのエネルギー源としての利用に係る情報の提供、技術等の研究開発の推進その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

[平成二二年九月政令二〇二号により、平成二二・一〇・一から施行]

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○ 三重の森林づくり条例（平成17年三重県条例第83号）

三重の森林は、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能（以下「森林の有する多面的機能」という。）を發揮するとともに、生活、文化活動の場として県民に恩恵をもたらしてきた。また、三重の森林は、自然の生態系を支え、多様な生物をはぐくみ、人と生物の共生の場となってきた。

しかし、輸入木材の増加に伴う木材価格の低迷と人件費等の生産費の上昇によって林業の採算性は大幅に低下し、林業経営意欲が減退するとともに、山村の過疎と高齢化の進行により、森林資源の循環利用を支えてきた林業が大きな打撃を受け、放置林の増加など森林の適正な管理が困難になっており、森林の有する多面的機能は危機に瀕ひんしている。

森林が豊かで健全な姿で次代に引き継がれるよう、国、県、市町、事業者、森林所有者等及び県民一人一人が森林及び林業に関する共通の認識を持ち、互いに協働しながら百年先を見据えた豊かな三重の森林づくりの実現に向けて取り組まなければならない。

ここに、私たちは、三重の森林が県民のかけがえのない財産であることを認識し、森林の有する多面的機能を効果的に発揮させることによって環境への負荷が少ない循環型社会の構築に貢献していくことを決意し、本条例を制定する。

（目的）

第一条 この条例は、三重の森林を守り、又は育てること（以下「三重のもりづくり」という。）について、基本理念を定め、並びに県、森林所有者等、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、三重のもりづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 森林所有者等 森林の所有者又は森林を使用収益する権原を有する者をいう。
- 二 森林資源の循環利用 育林及び伐採を通じて森林から林産物を繰り返して生産し、並びにその林産物を有効に活用することをいう。
- 三 県産材 三重県の区域にある森林から生産された木材をいう。

（多面的機能の発揮）

第三条 三重のもりづくりに当たっては、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、将来にわたって、森林の整備及び保全が図られなければならない。

(林業の持続的発展)

第四条 三重のもりづくりに当たっては、森林資源の循環利用を図ることが重要であることにかんがみ、林業生産活動が持続的に行われなければならない。

(森林文化及び森林環境教育の振興)

第五条 三重のもりづくりに当たっては、森林が継承されるべき郷土の歴史的、文化的な財産であるとともに、自然環境を理解するための教育及び学習の場であることにかんがみ、その保全及び活用が図られなければならない。

(県民の参画)

第六条 三重のもりづくりに当たっては、森林の恩恵は県民の誰もが享受するところであることにかんがみ、森林は県民の財産であるとの認識の下に、県民の参画を得て、森林の整備及び保全が図られなければならない。

(県の責務)

第七条 県は、第三条から前条までに定める三重のもりづくりの推進についての基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、三重のもりづくりに関する施策を総合的に策定し、及び計画的に実施する責務を有する。

2 県は、三重のもりづくりを推進するに当たっては、県民、森林所有者等及び事業者との協働に努めるとともに、国及び市町との緊密な連携を図るものとする。

3 県は、隣接する府県において三重のもりづくりに関する理解が得られるよう努めるものとする。

(森林所有者等の責務)

第八条 森林所有者等は、基本理念に基づき、森林の有する多面的機能が確保されることを旨として、その森林の整備及び保全が図られるよう努めなければならない。

2 森林所有者等は、県が実施する三重のもりづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民の責務)

第九条 県民は、基本理念に基づき、三重のもりづくりに関する活動に参画するよう努めるとともに、県が実施する三重のもりづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第十条 林業を行う者（権原に基づき、森林において育林又は伐採を行う者をいう。）及び林業に関する団体は、基本理念に基づき、森林の整備及び保全に努めるとともに、県が実施する三重のもりづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 木材産業その他の林産物の流通及び加工の事業（以下「木材産業等」とい

う。)の事業者は、その事業活動を行うに当たっては、林産物の適切な供給を通じて森林資源の循環利用に資するよう努めるとともに、県が実施する三重のもりづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(基本計画)

第十一條 知事は、三重のもりづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、三重のもりづくりについての基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 基本計画は、三重のもりづくりに関する中長期的な目標、基本となる方針、施策の方向その他必要な事項を定めるものとする。
- 3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、三重県森林審議会の意見を聴き、議会の議決を経なければならない。
- 4 知事は、基本計画を定めようとするときは、県民の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。
- 5 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 知事は、毎年一回、基本計画に基づく施策の実施状況について議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。
- 7 第三項から第五項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

(森林の整備及び保全)

第十二條 県は、将来にわたって森林の整備及び保全を図るため、間伐の促進その他森林施業の推進に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(効果的かつ効率的な森林づくり)

第十三条 県は、効果的かつ効率的な森林の整備及び保全を図るため、森林の区分（重視すべき機能に応じて森林を区分することをいう。）に応じた森林の管理その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(林業及び木材産業等の健全な発展)

第十四条 県は、森林資源の循環利用の重要性にかんがみ、林業及び木材産業等の健全な発展を図るため、県産材安定供給体制の強化、林産物の活用の促進その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(担い手の育成及び確保)

第十五条 県は、持続的に林業生産活動を担うべき人材の育成及び確保を図るため、教育、普及その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(県産材の利用の促進)

第十六条 県は、県産材の利用の拡大が三重のもりづくりに資することにかんがみ、その利用を促進するため、県産材の認証制度の推進その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 県は、公共施設、公共事業等への県産材の積極的な利用を促進するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(森林文化の振興)

第十七条 県は、森林が歴史的、文化的に県民の生活と密接な関係を有することにかんがみ、人と森林との関係から形成される文化を振興するため、県民が森林に触れ合う機会の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(森林環境教育の振興)

第十八条 県は、三重のもりづくりには県民の理解が必要なことにもかんがみ、森林と生活及び環境との関係に関する教育を振興するため、県民が森林について学ぶ機会の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(県民、森林に関する団体等の活動への支援)

第十九条 県は、県民、森林に関する団体（緑化活動その他の森林の整備及び保全に関する活動を行う団体をいう。）等が自発的に行う三重のもりづくりに関する活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(三重のもりづくり月間)

第二十条 県民が森林のもたらす恩恵について理解を深め、三重のもりづくりに参画する意識を高めるため、三重のもりづくり月間を設ける。

2 三重のもりづくり月間は、毎年十月とする。

3 県は、三重のもりづくり月間において、その趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

(財政上の措置)

第二十一条 県は、三重のもりづくりに関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二十条の規定は、平成十八年四月一日から施行する。

2 この条例の施行（前項本文の規定による施行をいう。）の日から市町村合併により村が廃されることに伴う関係条例の整理に関する条例（平成十七年三重県条例第六十七号）の施行の日の前日までの間におけるこの条例の適用については、前文及び第七条中「市町」とあるのは、「市町村」とする。

3 この条例の施行後五年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討が加えられ、必要があると認められるときは、所要の措置が講ぜられるものとする。

○ 县産材利用促進等に関する条例 制定状況一覧

都道府県名	県産材条例	公布年月日	施行年月日	議員提出条例	森林づくり等を目的とする条例に係る県産材利用促進を位置付けていたる条例	公布年月日	施行年月日	議員提出条例	森林・林業政策と別個点を位置付けていたる条例	公布年月日	施行年月日	議員提出条例
北海道					北海道森林づくり条例	H14.3.29	H14.3.29		北海道森林利用促進を位置付けていたる条例	H21.3.31	H22.3.1	●
青森県												
岩手県	岩手県県産木材等利用促進条例 H31.3.26	H31.4.1	●									
宮城県					みやぎ森と緑の県民条例	H30.3.23	H30.4.1	●				
秋田県	秋田県木材利用促進条例 H28.3.15	H28.4.1	●	山形県の豊かな森林資源を活用した地域活性化条例	H28.12.27	H28.12.27			秋田県地球温暖化対策推進条例	H23.3.14	H23.3.14	
山形県									福島県循環型社会形成に関する条例	H17.3.25	H17.3.25	
福島県												
茨城県	茨城県県産木材利用促進条例 H26.3.26	H26.4.1	●									
栃木県	栃木県県産木材利用促進条例 H29.10.18	H29.10.18	●									
群馬県	群馬県ぐんま県産木材利用促進条例 H30.12.25	H31.4.1	●	埼玉県農林水産業振興条例	H29.3.28	H29.3.28	●					
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県	新潟県県産木材の供給及び利用の推進に関する条例 H30.12.27	H30.12.27	●									
富山県	富山県県産木材利用促進条例 H28.9.30	H28.9.30	●	富山県森林づくり条例	H18.6.28	H18.6.28						
石川県	石川県県産木材利用促進条例 H30.6.25	H30.6.25	●									
福井県	みんなでつかおう「ふくいの木」促進条例 H29.7.14	H29.7.14	●									
山梨県	山梨県県産木材利用促進条例 H31.3.29	H31.3.29	●									
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県												
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県	兵庫県県産木材の利用促進に関する条例 H29.6.12	H29.6.12	●									
奈良県	奈良県森林づくり並びに林業及び木材産業振興条例 H22.3.26	H22.3.26	H22.3.26	和歌山県森林及び樹木を守り育てる条例	H23.12.22	H24.4.1			和歌山県地球温暖化対策条例	H19.9.1	H19.9.1	
和歌山县												
鳥取県												
島根県												
岡山県	岡山県県産木材利用促進条例 H29.3.21	H29.4.1	●									
広島県	広島県県産木材利用促進条例 H30.10.9	H30.10.9	●									
山口県												
徳島県	徳島県県産木材利用促進条例 H24.12.21	H25.4.1	●									
香川県	香川県県産木材の供給及び利用の促進に関する条例 H29.12.22	H30.4.1	●									
愛媛県	愛媛県木材の供給及び利用の促進に関する条例 H30.12.25	H30.12.25	●									
高知県	高知県県産木材の供給及び利用の促進に関する条例 H29.3.24	H29.4.1	●	福岡県農林水産業・農山漁村振興条例	H26.12.25	H26.12.25						
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

※ 奈良県では、令和2年2月現在、「(仮称)奈良県森林環境の維持向上により森林と人の恒久的な共生を図る条例」及び「(仮称)奈良県県材の安定供給及び利用の促進条例」の制定に向けて検討中とのことです。

○ 県産材利用促進に関する条例(理念中心型)の構成比較

自治体名	秋田県	石川県	福井県	岡山県
条例名	秋田県木材利用促進条例	石川県県産材利用促進条例	みんなでつかおう「ふくいの木」促進条例	岡山県県産材利用促進条例
公布・施行時期	公布:平成28年3月15日 施行:平成28年4月1日	公布:平成30年6月26日 施行:平成30年6月25日	公布:平成29年7月14日 施行:平成29年7月14日	公布:平成29年3月21日 施行:平成29年4月1日
制定主体	議員	議員	議員	議員
前文	○	○	○	○
目的	林業・木材産業の振興を図り、経済の活性化	①森林の有する多面的機能の持続的な発揮 ②活力ある地域社会の実現	①林業・木材産業の健全な発展 ②豊かな県民生活の実現	①健全な森林の育成 ②林業・木材産業の持続的な発展
条例の対象	国内で生産された木材その他の木材 ※ 県産木材製品(県内の木材産業事業者により、木材を原材料として製造された製品)及び県内の森林から算出する木材についての利用促進についても規定	県内の森林で生産された木材(原木等を含む)	県内で生産された木材及びそれを利用した木製品	県内で生産された木材
定義	①木材の利用 ②森林所有者 ③林業事業者 ④木材産業事業者 ⑤造林関係事業者 ⑥県産木材製品 ⑦県産木材の利用 ⑧木材の優先利用	①県産材 ②県産材の利用 ③森林所有者 ④林業・木材産業関係事業者 ⑤県民等 ⑥森林資源の循環利用	①ふくいの木 ②ふくいの木の利用 ③関係事業者 ④県民等	①県産材 ②県産材の利用
総則的内容	基本理念 (事柄として記載)	①森林所有者等の創意工夫・自主的な取組 ②関係者間の相互連携・協力 ③森林の有する公益的機能の維持増進	①森林資源の有効利用・整備・保全・循環利用 ②地域経済の維持・活性化 ③県民等の健康で快適な生活環境等の維持・創出 ④森林の有する多面的機能の持続的・安定的な発揮	①ふくいの木を利用することの意義の認識 ②関係事業者等の創意工夫・自発的な取組 ③水源の涵養 ④国土の保全 ⑤地球温暖化の防止 ⑥森林の有する公益的機能の発揮 ⑦循環型社会の形成
県の責務	○	○	○	○
市町村との連携・支援	○	○	—	○
市町の責務・役割	—	—	○	—
森林所有者の役割	○	○	—	—
森林組合の役割	—	—	—	—
林業事業者の役割	○	「関係事業者の役割」	「関係事業者の役割」	「関係事業者相互の連携及び協力」
木材産業事業者の役割	○			
建築関係事業者の役割	○			
県民等の役割	○			
生産・供給等に関する施策	森林の整備・保全 生産基盤・路網等の整備 高性能林業機械の導入・林業機械の高度化 森林施業の集約化・効率化 生産に係る新技術の導入等 生産・流通等に係る体制の整備 品質・生産性等の確保・向上 供給・流通に関する情報提供	— — — — — — — —	— — — — — — — —	— — — — — — — —
利用・活用等に関する施策	県産材の需要拡大の支援 建築物等における利用の促進 県産材のブランド化・認証制度 建築資材・エネルギー源等としての県産木材の有効利用 木質バイオマスの利活用 新用途・加工技術の研究開発 県産材の販路拡大 木材の優先利用の促進 合法伐採木材の利用の促進 流通・消費動向の把握等	— ○ — — — — — ○ ○ — — — — — — — —	— — — — — — — — — — — — — — — — — —	— — — — — — — — — — — — — — — — — —
普及・啓発	県の率先的な利用等 県産材に関する普及・啓発 木・木材に関する普及・啓発 森林に関する普及啓発 顕彰・表彰 推進月間の設定	— — — — — —	— — — — ○ ○(10月)	— — — — — ○(10月)
その他	人材の確保・育成 花粉の少ない品種の開発・普及 森林認証制度の普及等 県産材の供給・利用を推進するための調査・研究等 県産材を利用した森づくりの推進 森林資源の循環利用の確立による持続可能な事業経営の促進 基本方針・計画の策定 推進体制の整備 施策の実施状況の公表 財政上の措置	— — — — — — — — — — — — — — — — — —	— — — — — — — — — — — — — — — — — —	— — — — — — — — — — — — — — — — — —



參考資料 5 - 2

○ 県産材利用促進に関する条例(施策別型)の構成比較

自治体名	岩手県	香川県	愛媛県	高知県
条例名	岩手県県産木材等利用促進条例	香川県県産木材の供給及び利用の促進に関する条例	愛媛県木材の供給及び利用の促進に関する条例	高知県県産木材の供給及び利用の促進に関する条例
公布・施行時期	公布:平成31年3月26日 施行:平成31年4月1日	公布:平成29年12月22日 施行:平成30年4月1日	公布:平成30年12月25日 施行:平成30年12月25日	公布:平成29年3月24日 施行:平成29年4月1日
制定主体	議員	議員	議員	議員
前文	○	○	○	○
目的	①森林の有する多面的機能の持続的な発揮 ②林業・木材産業の健全な発展による経済活性化 ③県民の豊かな暮らしの実現	①森林の適正な整備 ②県民の安全・安心な暮らし及び快適な生活環境の創造	①林業・木材産業の振興 ②経済活性化 ③森林の有する多面的機能の持続的な発揮 ④県民生活の向上	①林業・木材産業の持続的な発展 ②森林の次世代への継承 ③森林の有する多面的機能の持続的な発揮 ④循環型社会の形成
条例の対象	県産材等(県内で生産された木材及び木村を原料として県内で加工された木材製品)	香川県内の森林で生産された原木及びこれを原材料として製造された木材	県内で生産された木材 ※県産木材製品(県産木材を原材料とした製品又は県外から移入した木材を原材料として県内の事業所で製造された製品)の取扱拡大等についても規定	県内で生産された木材
定義	①県産木材 ②県産木材製品 ③県産木材等 ④森林の有する多面的機能 ⑤森林所有者 ⑥林業事業者 ⑦木材産業事業者 ⑧建築関係事業者 ⑨県産木材 ⑩愛媛ブランド材 ⑪木質バイオマス	①県産木材 ②県産木材の供給及び利用 ③森林の有する多面的機能	①県産木材 ②森林の有する多面的機能 ③森林所有者 ④森林組合 ⑤林業事業者 ⑥木材産業事業者 ⑦建築関係事業者 ⑧県産木材 ⑨県産木材製品 ⑩愛媛ブランド材 ⑪木質バイオマス	①森林の有する多面的機能 ②森林資源の循環利用 ③森林所有者 ④森林組合 ⑤林業事業者 ⑥木材産業事業者 ⑦建築関係事業者 ⑧県産木材 ⑨県産木材製品 ⑩愛媛ブランド材 ⑪木質バイオマス
基本理念 (事柄として記載)	①森林資源の次世代継承、森林の有する多面的機能の持続的な発揮 ②快適な生活環境の形成、地球温暖化の防止、循環型社会の形成 ③県産材等の経済的価値の向上 ④県民の意識の高揚と自発的な取組の促進	①快適な生活環境の形成、地球温暖化の防止、循環型社会の形成 ②県民等が行う取組に対する支援 ③関係事業者の持続可能な事業経営の創出	①担い手の確保・育成・就労定着のための経営基盤の強化 ②木材需要の創出・利用拡大 ③森林の有する多面的機能の向上 ④木材関連産業の振興	①県産木材の経済的価値の向上 ②森林の次世代継承、循環型社会の形成 ③関係事業者の持続可能な事業経営の仕組みの構築と県産木材の好循環の促進
県の責務	○	○	○	○
市町村との連携・支援	○	○	○	○
市町の責務・役割	—	—	—	—
森林所有者の役割	○	○	○	○
森林組合の役割	—	—	○	—
林業事業者の役割	○	○	○	○
木材産業事業者の役割	○	「関係事業者の役割」	○	○
建築関係事業者の役割	○		○	○
県民等の役割	○	○	○	○
生産・供給等に関する施策				
森林の整備・保全	○	○	○(主伐・再造林の促進を含む)	○
生産基盤・路網等の整備	○	○	—	○
高齢林業機械の導入・林業機械の高度化	—	—	—	—
森林施設の集約化・効率化	○	○	—	○
生産に係る新技術の導入等	—	—	—	—
生産・流通等に係る体制の整備	○	○	○(森林経営を行なう体制の構築を含む)	○
品質・生産性等の確保・向上	—	—	—	—
供給・流通に関する情報提供	—	—	—	—
利用・活用等に関する施策				
県産材の需要拡大の支援	—	—	—	—
建築用等における利用の促進	○	○	○	○
県産材のブランド化・認証制度	○	○	—	○
建築資材・エネルギー源等としての県産木材の有効利用	○	—	○	○
木質バイオマスの利活用	—	—	—	—
新用途・加工技術の研究開発	○	○	○	○
県産材の販路拡大	○	○	○	○
木材の優先利用の促進	—	—	—	—
合法伐採木材の利用の促進	—	—	—	—
流通・消費動向の把握等	—	—	—	○
県の率先的な利用等	○	○	○	○(県の建築物等の原則木造も含む)
普及・啓発				
県産材に関する普及・啓発	○	○	○	○
木・木材に関する普及・啓発	○	—	—	○
森林に関する普及啓発	○	○	○	○
表彰・表彰	—	—	—	○
推進月間の設定	○(10月)	—	—	○(10月)
その他				
人材の確保・育成	○	○	○	○
花粉の少ない品種の開発・普及	—	—	—	—
森林認証制度の普及等	—	—	—	—
県産材の供給・利用を推進するための調査・研究等	—	—	—	—
県産材を利用した森づくりの推進	—	—	—	—
森林資源の循環利用の確立による持続可能な事業経営の促進	—	—	○	○
基本方針・計画の策定	○	(他の条例に基づく計画に、施策を記載)	○	○
推進体制の整備	○	○	○	○
施策の実施状況の公表	○	○	○	○
財政上の措置	○	○	○	○